

熊本市公報

第 1401 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）	1122
---------------------------------	------

告 示

○市議会の臨時会（告示第 323 号）	1123
○計量法による平成 27 年度特定計量器定期検査（告示第 324 号）	1123
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 325 号）	1124
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 326 号）	1124
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 327 号）	1124
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 328 号）	1125
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 329 号）	1125
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定（告示第 330 号）	1126
○放置自転車の売却等（告示第 331 号）	1126
○熊本市老人福祉センター浴場使用料収納事務の委託契約（告示第 332 号）	1126
○熊本市東老人福祉センター浴場使用料収納事務の委託契約（告示第 333 号）	1127
○熊本市富合老人福祉センター浴場使用料収納事務の委託契約（告示第 334 号）	1127
○熊本市城南老人福祉センター浴場使用料収納事務の委託契約（告示第 335 号）	1127
○熊本市介護予防支援事業推進のための施設に係る使用料収納事務委託契約（告示第 336 号）	1127
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 338 号）	1128
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 339 号）	1128
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 340 号）	1128
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 341 号）	1129
○市長の事務委任の告示（告示第 342 号）	1129
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 343 号）	1129
○平成 26 年度 市県民税納税通知書の公示送達について（告示第 344 号）	1130
○障害者支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 345 号）	1130
○平成 26 年度 国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 346 号）	1130
○平成 26 年度 介護保険料督促状の公示送達（告示第 347 号）	1131

○平成 26 年度 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 348 号)	1131
○市道の供用開始 (告示第 349 号)	1132
○市道の区域変更 (告示第 350 号)	1132
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 351 号)	1133
○市道の供用開始 (告示第 352 号)	1133
○差押通知書及び配当計算書の公示送達 (告示第 354 号)	1133
○差押調書及び配当計算書の公示送達 (告示第 355 号)	1134
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 356 号)	1134
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 357 号)	1134
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 358 号)	1135
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 359 号)	1135
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 360 号)	1135
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 361 号)	1135
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 362 号)	1136
○放置原動機付自転車の移動及び保管 (告示第 363 号)	1136

公 告

○特定病院の認定 (公告第 379 号)	1137
○熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画決定 (公告第 381 号)	1137
○熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの縦覧公告について (公告第 382 号)	1137
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 385 号)	1138
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 386 号)	1138
○熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行認可公告 (公告第 387 号)	1138
○熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧公告 (公告第 388 号)	1139
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 395 号)	1139
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 396 号)	1139
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 402 号)	1140
○菰江地土地改良事業完了 (公告第 403 号)	1140
○熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議委員選挙の当選人 (公告第 405 号)	1140
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 407 号)	1141
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 408 号)	1141
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 409 号)	1141
○平成 27 年度熊本農用地利用集積計画 (第 2 号) (公告第 410 号)	1142
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 415 号)	1142

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 10 号）	1142
○住民票の職権消除（中央区告示第 11 号）	1142
○住民票の職権消除（中央区告示第 12 号）	1142
○住民票の職権消除（中央区告示第 13 号）	1143
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 3 号）	1143
議 会	
○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（議会規則第 1 号）	1143
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 27 号）	1143
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収区域の決定（上下水道局告示第 28 号）	1144
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 29 号）	1145
○指定給水装置工事業者の指定（上下水道局告示第 30 号）	1145
○指定給水装置工事業者の指定（上下水道局告示第 31 号）	1145
○熊本都市計画下水道事業受益者負担金の平成 27 年度賦課対象区域の決定 （上下水道局公告第 18 号）	1145
農業委員会	
○総会の開催（農委公告第 5 号）	1146

条 例

条 例 第 4 8 号

平成 2 7 年 5 月 1 3 日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表総務委員会の項所管事項の欄中第 8 号を第 1 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(11) 議会事務局の所管に属する事項

第 1 条第 2 項の表総務委員会の項所管事項の欄中第 7 号を第 1 0 号とし、第 4 号から第 6 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 3 号を第 6 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(4) 東京事務所の所管に属する事項

(5) 都市政策研究所の所管に属する事項

第 1 条第 2 項の表総務委員会の項所管事項の欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同欄に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 市長政策総室の所管に属する事項

第 1 条第 2 項の表企画教育市民委員会の項所管事項の欄第 1 号中「企画振興局」を「市民局」に改め、同欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項を同表教育市民委員会の項とし、同表中福祉子ども委員会の項を厚生委員会の項とし、同表経済委員会の項委員の定数の欄中「9 人」を「8 人」に改め、同表予算決算委員会の項委員の定数の欄中「4 9 人」を「4 8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 3 2 3 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定に基づき、市議会の臨時会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 期 日 平成 2 7 年 5 月 1 3 日
- 2 場 所 熊本市役所
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 熊本市議会委員会条例の一部改正について
 - (4) 常任委員の選任
 - (5) 議会運営委員の選任
 - (6) 山鹿植木広域行政事務組合議会議員の選挙
 - (7) 専決処分報告について（熊本市税条例等の一部改正）
 - (8) 専決処分報告について（熊本市国民健康保険条例の一部改正）
 - (9) 和解の成立について（熊本市保険料収納員に係る損害賠償請求事件）
 - (10) 専決処分報告について（扇田環境センター浸出水調整槽躯体整備外工事請負契約の変更）
 - (11) 専決処分報告について（熊本市新西部環境工場施設整備工事請負契約の変更）

告示第 3 2 4 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
6 月 1 日（月）	東区役所 託麻総合出張所 公民館玄関前
	託麻東
6 月 2 日（火）	JA 熊本市 東部支店 倉庫前
	託麻北
6 月 3 日（水）	JA 熊本市 小山戸島支店 資材置場前
	託麻西・託麻南・長嶺
6 月 4 日（木）	月出小学校 体育館前
	月出・山ノ内

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午まで・午後 1 時から午後 3 時まで

注意：JA 熊本市 東部支店会場については、午後のみ検査を行う。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

- ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- エ 特定計量器の数が多の場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 27 年 6 月 1 日 (月) から平成 27 年 11 月 30 日 (月) まで

告 示 第 3 2 5 号

平成 27 年 5 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

山城自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「森田 幸介」を「龍田 八美」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町田底 905 番地」を「熊本市北区植木町田底 894 番地」に改める。

告 示 第 3 2 6 号

平成 27 年 5 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	ふきのとう薬局 熊大病院前店	熊本市中央区九品寺一丁目 18-14	平成 27 年 5 月 1 日 ～ 平成 33 年 4 月 30 日
2	訪問看護ステーション 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	平成 27 年 5 月 1 日 ～ 平成 33 年 4 月 30 日

告 示 第 3 2 7 号

平成 27 年 5 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) ウェルビー熊本水道町センター
熊本市中央区水道町八丁目 2 番秀匠苑ビル 4 階
 - (2) 就労支援センターくまもと
熊本市北区貢町 7 8 0 番地 8
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) ウェルビー株式会社
東京都千代田区神田佐久間町二丁目 1 5 番 大田 誠
 - (2) 特定非営利活動法人自立応援団
熊本市北区貢町 7 8 0 番地 8 福島 貴志
- 3 指定年月日
平成 2 7 年 5 月 1 日
- 4 障害福祉サービスの種類
 - (1) 就労移行支援
 - (2) 就労継続支援 A 型
- 5 主たる対象とする障害の種類
 - (1) 知的障害者、精神障害者、難病患者
 - (2) 特定なし

告 示 第 3 2 8 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
しまさきの森
熊本市西区島崎五丁目 4 6 番 1 0 号北野ハイツ
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
合同会社シャイニング
熊本市東区石原一丁目 1 1 番 1 1 号 東 俊孝
- 3 指定年月日
平成 2 7 年 5 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス

告 示 第 3 2 9 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
北部東校区 1 4 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 区域
「本会の区域は、熊本市北区梶尾町 1 6 6 8 番地から 1 7 8 6 番地及び 1 7 8 8 番地 3 までの区

域とする。但し 1670 番地から 1677 番地、1709 番地から 1732 番地、1734 番地から 1756 番地、1777 番地から 1783 番地の区域を除く。」を「本会の区域は、熊本市北区梶尾町 1668 番地から 1789 番地までの区域とする。（ただし 1670 番地から 1671 番地迄、1673 番地から 1677 番地迄、1709 番地から 1731 番地迄、1734 番地から 1756 番地迄、1787 番地の区域を除く。）」に改める。

告 示 第 3 3 0 号

平成 27 年 5 月 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第 78 条の 1 1 及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
439010 1626	ノットホーム 熊本市中央区黒髪五丁目 2 3 番 1 号	社会福祉法人 リデルライトホーム 熊本市中央区黒髪五丁目 23 番 1 号 理事長 小笠原 嘉祐	平成 27 年 5 月 1 日	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護

告 示 第 3 3 1 号

平成 27 年 5 月 7 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 5 月 7 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 110 台

告 示 第 3 3 2 号

平成 27 年 5 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市老人福祉センター浴場 使用料	熊本市南区平成一丁目 16 番 18 号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	理事長 續 幸弘

- 2 委託期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

告 示 第 3 3 3 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市東老人福祉センター 浴場使用料	熊本市東区健軍四丁目5番10号	東部福祉センター管理運営共 同企業体 有限会社 ケアランド熊本	取締役社長 佐土原 護

2 委託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

告 示 第 3 3 4 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市富合老人福祉センター 浴場使用料	熊本市東区健軍四丁目5番10号	富合老人福祉センター管理 運営共同企業体 有限会社 ケアランド熊本	取締役社長 佐土原 護

2 委託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

告 示 第 3 3 5 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市城南老人福祉センター 浴場使用料	熊本県宇城市松橋町久具 1948番地1	株式会社 オカムラ	代表取締役 岡村 謙一

2 委託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

告 示 第 3 3 6 号

平成 2 7 年 5 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市お達者文化会館使用料	熊本市南区江越一丁目14番10号	介護予防支援施設管理運 営共同企業体	代表取締役 萩原 宣
熊本市南部万年青年会館使用料		株式会社 ハブリック	
熊本市東部はつらつ会館使用 料		ビジネスジャパン	

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

告 示 第 3 3 8 号

平成 27 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

山本校区第 5 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「井村 宣裕」を「吉田 正昭」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町清水 2 3 2 8 番地 2」を「熊本市北区植木町清水 1 7 9 4 番地」に改める。

告 示 第 3 3 9 号

平成 27 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

平井自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「大橋 眞也」を「廣田 精一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町平井 6 1 3 番地」を「熊本市北区植木町平井 5 5 2 番地」に改める。

告 示 第 3 4 0 号

平成 27 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

麻生田校区第 2 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「安留 輝志」を「甲斐 文朗」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区清水新地 6 丁目 8 番 9 8 号」を「熊本市北区清水新地 6 丁目 8 番 1 2 5 号」に改める。

告 示 第 3 4 1 号

平成 2 7 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

西里校区第四町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「内田 昭治」を「緒方 清昭」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区貢町 9 7 5 番地 1」を「熊本市北区貢町 8 5 0 番地」に改める。

告 示 第 3 4 2 号

平成 2 7 年 5 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 3 条第 1 項の規定に基づき、熊本城マラソン実行委員会に対し支出する熊本城マラソン 2 0 1 6 大会負担金に係る事務の委任に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 受任者

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市副市長 植松 浩二

2 委任期間

平成 2 7 年 4 月 2 7 日から平成 2 8 年 2 月 2 1 日まで

告 示 第 3 4 3 号

平成 2 7 年 5 月 1 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

小島校区第 6 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「大塚 憲昭

熊本市西区小島七丁目 1 5 番 3 号」

を

「平野 稔郎

熊本市西区小島 7 - 1 4 - 3 6」

に改める。

(2) 主たる事務所

「熊本市西区小島七丁目 1 5 番 3 号」

を

「熊本市西区小島 7-14-36」

に改める。

告 示 第 3 4 4 号

平成 2 7 年 5 月 1 1 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期 別	指定納期限	住所及び氏名（記載省略）
平成 2 6	市県民税	過 4	平成 2 7 年 6 月 1 日	2 人

告 示 第 3 4 5 号

平成 2 7 年 5 月 1 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
グループホームぱれっと
熊本市中央区九品寺三丁目 1 5 番 1 2 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 合志福社会
熊本県合志市御代志 7 1 3 番 1 3
緒方 規子
- 3 指定年月日
平成 2 7 年 4 月 1 日
- 4 障害福祉サービスの種類
共同生活援助
- 5 主たる対象とする障害の種類
知的障害者、精神障害者

告 示 第 3 4 6 号

平成 2 7 年 5 月 1 1 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出に

より交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	3月期	291人
	2月期	20人
	1月期	5人
	12月期	2人
	11月期	1人
	10月期	1人
	9月期	1人
	8月期	1人
	7月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年5月20日

告示第347号

平成27年5月11日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	3月期	164人
	2月期	10人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年5月20日

告示第348号

平成27年5月11日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	3月期	9人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年5月20日

告 示 第 3 4 9 号

平成 27 年 5 月 1 1 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
4023	春日 4 丁目 田崎 1 丁目 第 1 号線	西区春日 3 丁目 832 番 2 地先から 西区春日 4 丁目 3 番地先まで		平成 27 年 5 月 1 1 日
6-456	春日 3 丁目 第 17 号線	西区春日 3 丁目 214 番 1 地先から 西区春日 3 丁目 212 番 1 地先まで		平成 27 年 5 月 1 1 日
6-478	春日 3 丁目 第 21 号線	西区春日 3 丁目 956 番 1 地先から 西区春日 3 丁目 942 番 9 地先まで		平成 27 年 5 月 1 1 日

告 示 第 3 5 0 号

平成 27 年 5 月 1 1 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4023	春日 4 丁目 田崎 1 丁目 第 1 号線	西区春日 3 丁目 832 番 2 地先から 西区春日 4 丁目 3 番地先まで	旧	11.5~11.5	11.9
		西区春日 3 丁目 832 番 2 地先から 西区春日 4 丁目 3 番地先まで	新	17.5~22.1	11.9
6-456	春日 3 丁目 第 17 号線	西区春日 3 丁目 214 番 1 地先から 西区春日 3 丁目 212 番 1 地先まで	旧	31.6~50.5	9.4
		西区春日 3 丁目 214 番 1 地先から 西区春日 3 丁目 212 番 1 地先まで	新	40.5~51.3	9.4

6-478	春日3丁目 第21号線	西区春日3丁目956番1地先から 西区春日3丁目942番9地先まで	旧	4.0~4.0	15.8
		西区春日3丁目956番1地先から 西区春日3丁目942番9地先まで	新	4.0~18.8	15.8

告 示 第 3 5 1 号

平成 27 年 5 月 12 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437011 1256	ヘルパーステーションたいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成27年 5月12日	訪問介護
437011 1256	ヘルパーステーションたいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成27年 5月12日	介護予防訪 問介護

告 示 第 3 5 2 号

平成 27 年 5 月 12 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
7-523	花園7丁目 第123号線	西区花園7丁目1688番1地先から 西区花園7丁目2497番1地先まで	平成27年5月12日

告 示 第 3 5 4 号

平成 27 年 5 月 12 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

3 人

- 2 送達をする書類名
差押調書 (謄本)
配当計算書

告 示 第 3 5 5 号

平成 27 年 5 月 13 日

国税徴収法 (昭和 34 年法律第 147 号) 第 54 条の規定に基づく差押調書 (謄本) 及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 及び熊本市税条例 (昭和 25 年告示第 89 号) 第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)

1 人

- 2 送達をする書類名
差押調書 (謄本)
配当計算書

告 示 第 3 5 6 号

平成 27 年 5 月 13 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称

豊田北自治会

- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名

「濱崎 純一」を「塚本 修一」に改める。

- (2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町豊田 8 1 4 番地 1」を「熊本市北区植木町豊田 7 8 9 番地」に改める。

告 示 第 3 5 7 号

平成 27 年 5 月 13 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称

西里校区第 20 町内自治会

- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名

「岡本 直人」を「磯田 修一」に改める。

- (2) 代表者の住所

「熊本市北区下硯川町 4 6 9 番地 4」を「熊本市北区下硯川町 3 4 4 番地」に改める。

告 示 第 3 5 8 号

平成 27 年 5 月 1 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

徳王いろは坂自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「岩田 義郎」を「姫野 征男」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市徳王町 6 6 5 番地 1 1 1」を「熊本市北区徳王二丁目 2 1 - 1 1」に改める。

告 示 第 3 5 9 号

平成 27 年 5 月 1 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

西里校区第 19 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「松村 博光」を「國本 春男」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区貢町 2 1 5 8 番地」を「熊本市北区貢町 2 1 7 0 番地」に改める。

告 示 第 3 6 0 号

平成 27 年 5 月 1 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

内目自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中山 一男」を「清田 達昭」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町轟 4 6 3 番地」を「熊本市北区植木町轟 2 3 9 番地」に改める。

告 示 第 3 6 1 号

平成 27 年 5 月 1 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

上岩野自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「井手 洋四郎」を「高村 是雄」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町岩野 1 3 4 番地」を「熊本市北区植木町岩野 7 8 9 番地 1 3」に改める。

告 示 第 3 6 2 号

平成 27 年 5 月 13 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 27 年度	介護保険料	4 月期	平成 27 年 6 月 1 日	公示送達者 85 名 (登載省略)
		5 月期	平成 27 年 6 月 1 日	
		6 月期	平成 27 年 6 月 30 日	
		7 月期	平成 27 年 7 月 31 日	

告 示 第 3 6 3 号

平成 27 年 5 月 15 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 27 年 5 月 8 日 北区龍田町弓削 6 7 1 光の森駅自転車駐車場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 8 月 15 日まで

2 移動・保管台数

原動機付自転車 2 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 2 3 5 番 (平成跨線橋下)

公 告

公 告 第 3 7 9 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 2 1 条第 4 項及び第 3 3 条第 4 項の規定により、特定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 病院の名称
弓削病院
- 2 病院の所在地
熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 - 2
- 3 認定期間
平成 2 7 年 5 月 1 日から平成 3 0 年 4 月 3 0 日まで

公 告 第 3 8 1 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 5 5 条第 9 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施行者の名称
熊本市
- 2 事業施行期間
平成 1 3 年 1 2 月 1 0 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区
熊本市西区春日三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、田崎一丁目の各一部および春日町野辺田
- 4 土地区画整理事業の名称
熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
- 6 事業計画決定の年月日
平成 1 3 年 1 2 月 1 0 日
- 7 事業計画決定の変更年月日
平成 2 7 年 5 月 1 日

公 告 第 3 8 2 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 5 5 条第 1 0 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令 (昭和 3 0 年政令第 4 7 号) 第 1 条の 2 の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

縦覧場所 熊本市中央区本山二丁目 9 番 5 1 号
熊本駅周辺整備事務所

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

公 告 第 3 8 5 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字迎原573番17、573番19の一部、594番2
310.56平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 3 8 6 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区奥古閑町字新開4227番3
343.60平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 3 8 7 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の7の規定により熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第50条の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 再開発会社の名称
熊本桜町再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
平成27年5月1日から平成32年3月まで
- 4 施行地区
熊本県熊本市中央区桜町3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、
3番10、3番11、3番12及び道路等である公有地の一部
- 5 事務所の所在地
熊本県熊本市中央区桜町3番10号
- 6 施行認可の年月日
平成27年5月1日
- 7 事業年度
毎年10月1日から翌年9月30日までとする。
- 8 公告の方法

事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示する。

- 9 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申し出をすることができる期限
平成 27 年 5 月 30 日まで

公 告 第 3 8 8 号

平成 27 年 5 月 1 日

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 8 第 3 項の規定により、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業にかかる施行地区及び設計の概要を表示する図書を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局都心活性推進課（本庁舎 9 階）
- 2 縦覧期間
平成 27 年 5 月 1 日から都市再開発法第 100 条又は第 125 条の 2 第 5 項の公告の日まで
- 3 縦覧の時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までただし、次に掲げる日を除く
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

公 告 第 3 9 5 号

平成 27 年 5 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区保田窪四丁目 729 番 1
2385.71 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 3 9 6 号

平成 27 年 5 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代四丁目 2279 番 3
309.91 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 4 0 2 号

平成 27 年 5 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西一丁目 3 2 4 3 番 1、3 2 4 3 番 1 4、3 2 4 3 番 1 5、3 2 4 3 番 1 6
1,380.49 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水道町 5 番 2 1 号
株式会社 ホームステージ

代表取締役 田邊 勝宣

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 斉藤 忠

以下、登載省略

1 人

公 告 第 4 0 3 号

平成 27 年 5 月 1 4 日

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

土地改良事業

1 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）

2 地区名 菰江

3 施行地域 登載省略

4 事業概要 受益面積 11.0ヘクタール
排水路工 605.1メートル

5 総事業費 52,306,140円

6 工期 工事着工年月日 平成 24 年 12 月 5 日

工事完成年月日 平成 26 年 12 月 24 日

7 事業主体 熊本市

公 告 第 4 0 5 号

平成 27 年 5 月 1 4 日

平成 27 年 5 月 10 日執行の熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 35 条第 4 項の規定により次のとおり決定したので、同条第 5 項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
上野 隼人	登載省略
小佐井 武志	登載省略
岡部 友博	登載省略

友枝 哲男	登載省略
松永 敏雄	登載省略
熊本市植木町商工会	登載省略
有限会社ブレディオ	登載省略

2 施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される
委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
藤本商事株式会社	登載省略

公 告 第 4 0 7 号

平成 27 年 5 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町岩野字相田 905 番 9、905 番 10
492.19 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 4 0 8 号

平成 27 年 5 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町岩野字相田 905 番 8
487.27 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 4 0 9 号

平成 27 年 5 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3538 番 11、3538 番 12
400.51 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号
三智開発株式会社
代表取締役 原 美保

公 告 第 4 1 0 号

平成 27 年 5 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 2 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 4 1 5 号

平成 27 年 5 月 1 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区小糸山町字西原 764 番 1 の一部、764 番 3 の一部、765 番 1 の一部、767 番、768 番 1、768 番 6、768 番 7
4, 123. 20 平方メートル（1 工区）

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区小糸山町 759 番地

医療法人 寺尾会

理事長 寺尾 敏子

中 央 区

中央区告示第 10 号

平成 27 年 5 月 1 5 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 23 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 11 号

平成 27 年 5 月 1 5 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 23 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 12 号

平成 27 年 5 月 1 5 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 23 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 13 号

平成 27 年 5 月 15 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 92 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 23 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

北 区

北区告示第 3 号

平成 27 年 5 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 92 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 23 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田上 美智子

以下、登載省略

議 会

議会規則第 1 号

平成 27 年 5 月 14 日

熊本市議会議規則（平成 25 年議会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

熊本市議会議長 満 永 寿 博

第 61 条の見出しを「（一般質問）」に改める。

別表政策条例検討会の項目的欄中「熊本市における中小企業の振興及び地産地消の推進に係る政策条例の制定に向けた検討」を「議員が提出する条例のうち政策の実施に係るもの」に改め、同表に次のように加える。

議会活性化検討会	議会活性化のための諸改革に関し 協議又は調整を行うため	議長が選任する 議員	会長（会長が選任される までの間は、議長）
----------	--------------------------------	---------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 27 号

平成 27 年 5 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 5 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 27 年 5 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区画図町大字重富、東区佐土原三丁目、東区吉原町、東区鹿埴瀬町、東区下江津五丁目、東区戸島西四丁目、東区小山六丁目及び東区戸島四丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区良町五丁目、南区近見四丁目、南区近見五丁目、南区近見六丁目及び南区近見九丁目の各一部

(3) 西部処理区

西区池上町の一部

(4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区龍田一丁目及び北区楡木一丁目の各一部

(5) 植木処理区

北区改寄町、北区植木町鑑田、北区植木町萩迫及び北区植木町滴水の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

東部処理区

(1) 東区秋津町秋田 5 3 6 番

東部浄化センター

(2) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号

南部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号

西部浄化センター

(4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号

熊本北部浄化センター

(5) 植木処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号

熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 2 8 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 6 号）に基づく区域外流入に係る分担金の徴収区域を決定したので、同条例第 3 条の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、平成 2 7 年 5 月 1 日から平成 2 7 年 5 月 1 4 日まで熊本市上下水道局給排水設備課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 徴収区域

南区	城南町今吉野、城南町舞原、富合町清藤、富合町木原、富合町廻江、八分字町及び浜口町の各一部
北区	植木町岩野、植木町植木、植木町投刀塚、下硯川町及び硯川町の各一部

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局本館 1 階）

3 縦覧書類

平成 27 年徴収区域地番一覧

上下水道局告示第 29 号

平成 27 年 5 月 11 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 32 号	熊本市中央区本庄六丁目 17 番 21 号 株式会社九電工熊本営業所 所長 中上 博貴	平成 27 年 4 月 30 日
		代表者の異動

上下水道局告示第 30 号

平成 27 年 5 月 11 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 781 号	合志市須屋 364 番地 5 株式会社でんきのサントップ 代表取締役 石原 政孝	平成 27 年 5 月 1 日

上下水道局告示第 31 号

平成 27 年 5 月 11 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 782 号	山鹿市鹿本町石淵 17 番地 有限会社サンテック 代表取締役 山崎 慶一	平成 27 年 5 月 1 日

上下水道局公告第 18 号

平成 27 年 5 月 1 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年条例第 46 号）に基づく受益者負担金の平成 27 年度賦課対象区域を定めたので、同条例第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。
その関係書類は、平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 5 月 14 日まで熊本市上下水道局給排水設備

課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 賦課対象区域

中央区	出水七丁目及び出水八丁目の各一部
東区	画区町重富、画区町所島、江津一丁目、江津四丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山七丁目、鹿帰瀬町、桜木六丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、戸島本町、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西一丁目、戸島西三丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、中江町、長嶺南七丁目、弓削町及び吉原町の各一部
西区	池田二丁目、池田四丁目、池上町、沖新町、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、小島八丁目、小島九丁目、上代一丁目、上代四丁目、上代七丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、島崎三丁目、島崎五丁目、島崎六丁目、城山下代三丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、中島町、中原町、花園七丁目、松尾二丁目及び中松尾町の各一部
南区	荒尾町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、出仲間四丁目、今町、幸田二丁目、合志三丁目、合志四丁目、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町下宮地、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、砂原町、田井島三丁目、田迎町田井島、土河原町、鳶町二丁目、富合町清藤、富合町古閑、富合町杉島、富合町田尻、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、八分字町、御幸笛田一丁目、元三町一丁目及び良町四丁目の各一部
北区	植木町岩野、植木町植木、植木町小野、植木町滴水、植木町広住、植木町舞尾、梶尾町、楠野町、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内三丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、楡木一丁目、楡木四丁目、飛田一丁目、飛田二丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘九丁目、四方寄町及び植木中央土地区画の各一部

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局本館 1 階）

3 縦覧書類

平成 27 年度賦課対象区域地番一覧

農 業 委 員 会

農 委 告 示 第 5 号

平成 27 年 5 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員 会長 森 日 出 輝

1 日 時 平成 27 年 5 月 8 日（金）午後 3 時

2 場 所 市役所 1 4 階大ホール

3 議 題

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請

第 4 号議案 土地改良法第 3 条による資格証明願

第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2 号）

第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

（農地中間管理機構との賃貸借）

第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

4 報告事項

5 その他